

フルカラー複合機の仕様書（案）

- 1

件名

複合機による複写サービス等に関する仕様書
- 2

契約期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日までの36ヵ月間
(長期継続契約)
- 3

設置場所

沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階
沖縄県産業振興公社内
- 4

支払方法

月払、請求に基づき支払う。
- 5

台数

複合機2台（うち1台にFAX機能あり）
- 6

予定数量

モノクロ	18,300枚/月	219,600枚/年間
フルカラー	38,600枚/月	463,200枚/年間
2色カラー	60枚/月	700枚/年間

※上記数値は、2台合計の使用想定枚数であり、実際の使用枚数が異なった場合でも、契約単価の変更は行わないものとする。

7 複合機の機能

※参考機種 Canon imagePRESS C270

- (1) 設置する複合機は、製造業者の工場から直接出荷される新造機であること。
- (2) 複合機本体について、「沖縄県グリーン購入調達方針（令和7年4月）」に適合した商品であること、又は（財）日本環境協会が認定するエコマーク商品であること。
ただし、上記「沖縄県グリーン購入調達方針（令和7年4月）」記載の「リユースに配慮したコピー機等」のうち「再生型機」は除く。
- (3) 以下に掲げるコピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナー機能、FAX機能の設定等は、契約業者負担により行うこと。
- (4) コピー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
電源	オプションも含みAC100V、10A+14A 以下
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置
原稿サイズ	最大A3
複写サイズ	最小A5、最大A3 多重手差しトレイでは最小官製はがき以下、最大A3以上

複写倍率	任意倍率が 25～400%（1 %刻み） 固定倍率が縮小 4 段階以上、拡大 3 段階以上
読み取り解像度	600×600dpi 以上
ハードディスク容量	ネットワークプリンタ、ネットワークスキャナー機能等、仕様書に提示する機能が支障なく利用できるように確保されていること
付加機能	・自動両面複写機能 ・割り込み印刷機能 ・中綴じステイブル機能 ・ページ集約機能（複数ページを 1 枚に集約印刷）（2in1/4in1） ・ページ印刷機能 ・電子ソート機能（回転（交互）ソート。または、1 部ごとに位置をずらしてのソート） ・パンチャー機能：2 穴
連続複写速度（A 4）	モノクロ 80 枚以上／分 カラー 70 枚
給紙トレイ	1,250 枚×2+680 枚×2 段以上給紙 ※手差しトレイ（50 枚程度以上）を除く。
その他	ユーザー毎の出力枚数の集計が可能であること

※電子ソート機能は、A 4 サイズのみ対応でも可とする。

(5) ネットワークプリンタ機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
対応 OS	・ Windows 系の OS すべてに対応すること ・ サポート期限が有効な Windows 系の OS すべてに対応すること
対応インターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T
対応プロトコル	T C P / I P 対応型
解像度	600×600dpi 以上
その他	・ 公社 LAN 上で正常に機能すること ・ 特別なサーバ等の機種がなくてもネットワーク上のパソコンから出力が可能であること ・ 両面印刷に対応していること ・ プリンタを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること ・ ユーザー毎の出力枚数の集計が可能であること

(6) ネットワークスキャナー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
形式	カラースキャナー
対応 OS、対応インターフェース、対応	ネットワークプリンタと同様
読み取りサイズ	最大 A 3
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置から連続読み込み可能
保存	複合機側においては 1 回の原稿読み込み操作によりパソコンへ電子化した文書を転送することができること、又は複合機のハードディスク内へ保存した電子化した文書をパソコンに取り込むことができること。
出力フォーマット	TIFF 形式及び PDF 形式に対応
読み取り解像度	600×600dpi 以上であること。 ただし、カラースキャナーの場合は A 4 サイズを超える原稿についてはこの限りではない。
その他	・ 公社 LAN 上で正常に機能すること ・ スキャナを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること

(7) F A X機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
送信原稿サイズ	最大 A 3
その他	メモリ送信機能 スーパーG3 規格準拠 回転受信機能 順次同報送信 短縮ダイヤル機能 グループ送信機能

8 複合機の設置、設定、撤去

- (1) 令和 7 年 10 月 1 日から使用できるように契約業者負担で搬入、設置及び各機能の設定を行うこと。なお、賃貸借期間中においては、既設複合機との入れ替え等による使用不可期間が生じることを認めない。
- (2) 令和 7 年 10 月 1 日の前日までに設置された場合、令和 7 年 10 月 1 日の前日までに発生する複写サービス等に係るすべての費用については契約業者の負担とする。
- (3) F A X機能については、公社が要求する短縮ダイヤル登録等の設定を行うこと。
- (4) プリンタ機能、スキャナ機能等については、公社が指定するパソコンから当該機能を使用できるよう別途指定する I Pアドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うこと。ただし、H U Bやケーブルの敷設は含まない。

- (5) 契約期間中に公社が機器の移動又は撤去を希望した場合は、契約業者負担で速やかにこれを行うこと。
- (6) 機器の移動に伴い上記(3)と(4)の再設定を公社が希望する場合は、契約業者負担により速やかにこれを行うこと。
- (7) 契約期間の最終月については、公社は末日より前の日付で機器の撤去を契約業者へ指示できるものとする。また、これによる利用料金等の補填は行わない。
- (8) 使用に当たり必要なマニュアル及び資料等を1部提供するとともに、機能等について使用する職員に適切な指導を行うこと。

9 料金方式

- (1) 1複写当たりの単価契約とし、カウンター料金制とする。
- (2) 契約単価には、保守点検・修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品(用紙、ステープルを除く)の供給料金、物件の搬入・設置調整費用及び契約期間満了(又は契約解除)後の物件の撤去、引き取り費用を含むものとする。
- (3) 最低保障枚数の設定は行わない。
- (4) 料金計算の単位は、月の初日から末日までとし、各月の実使用枚数に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額(円未満切捨て)を、ユーザー毎に明らかにし請求すること。なお、当仕様書及び入札書に記載されている1年間使用予定枚数については保証するものではない。また、実際の複写枚数の増減による契約単価の変更は行わないものとする。

10 設置機器の整備・保守等

- (1) 物件が常に正常な状態で使用できるよう定期的に技術員等を派遣し、点検・調整・部品交換及び消耗品の迅速な供給を行うこと。
- (2) 物件には動産保険を付加し、その費用を負担すること。
- (3) 保守並びに点検実施、消耗品納入に当たり、知り得た業務上の秘密を外部に漏らす又は他の目的に利用してはならない。
- (4) 使用済みのトナー等の消耗品はすべて回収すること。
- (5) 複合機が故障した場合は、故障連絡から速やかに技術員等を設置場所に派遣して修理を行い正常な状態に回復させること。また、常時正常な状態を維持できない状態となった場合は、機械交換を行うこと。
- (6) 修理を依頼する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として、平日(月～金)の午前9時から午後5時15分までとする。ただし、特に業務に支障が生じる場合は、土曜日・日曜日・祝日についても修理を依頼することがある。この場合は、別途対応を協議する。

11 その他

- (1) 複合機の保守等契約の一部については、別に指定する範囲・制限内において、公社の承認を得た上で他者に行わせることができる。
- (2) 仕様書に疑義がある場合は公社に質問し、その指示をうけること。なお、契約後の仕様書の解釈は公社によるものとする。